

Question_8

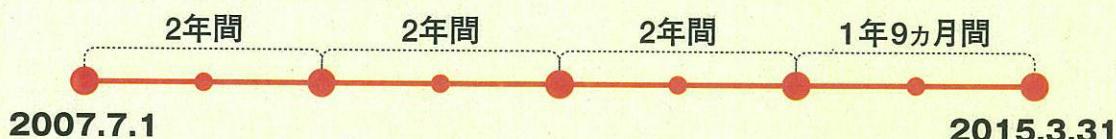
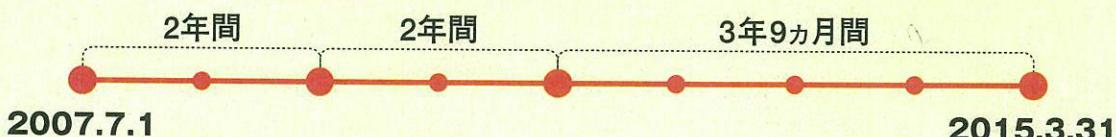
行動計画に掲げる「計画期間」はどのように定めればよいですか

Answer**1. 計画期間を定めましょう**

次世代育成支援対策推進法では、2015年3月31日までの長期にわたって行動計画を策定し、実施することが求められています。

◆ポイント

1. 1回の計画を2~5年間の範囲で策定しましょう
2. 会社の実情を把握して計画期間を設定しましょう

(例) 2007年7月1日に行動計画を策定する場合の計画期間**例1: 策定期間に4期間に区分****例2: 策定期間に3期間に区分****2. 「目標達成のための対策」と「実施期間」を定めましょう**

目標を定めたら、「いつまでに」「どんなことをして」目標を達成するか、「対策」を決めなければなりません。認定されるためには、2~5年の期間内に実現可能な目標と対応策を決めることが肝要です。

◆ポイント

1. あなたの会社の実情に則して、できることを具体的にあげる
2. 「いつまでに」「どんなことをして実行するか」を目標期間内に割り振る

例えば、「子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する」という目標を立てた場合、対策と実施時期を次のように定めてはどうでしょう。

(例) 計画期間を2007年7月から2009年6月までの2年間とした場合

目標 ●子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する

対策 ●2007年7月 従業員の具体的なニーズの調査

制度の詳細に関する検討開始

2008年7月 制度の運用を開始し、全従業員に対して周知・啓発を行う